

平成28年10月1日から

生鮮食品にも“栄養成分に関する表示をする場合”は、
パッケージごとに、定められたルールに従った

栄養成分表示

が必要になります！

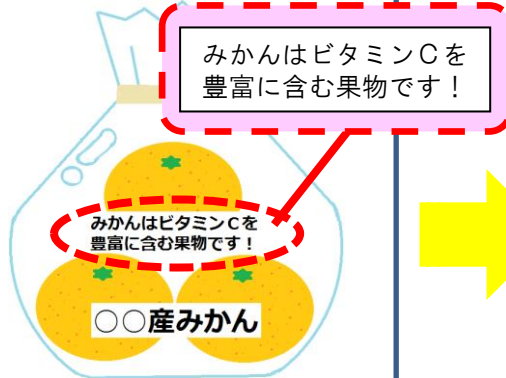
平成27年4月にスタートした食品表示法により、生鮮食品のパッケージ（容器包装）に栄養成分に関する表示をする場合には、加工食品と同様の栄養成分表示をしなければならないことになりました。

移行期間は平成28年9月30日までです。それ以降に左下の【例1・2】にあるような表示をする場合には、パッケージごとに右下の【新表示例1・2】のような定められたルールに従った栄養成分表示をしなければなりません。（従わない場合は、食品表示法違反となります。）

今までの表示例

生鮮食品のパッケージに
こんな表示をしていたら…

【例1】みかん



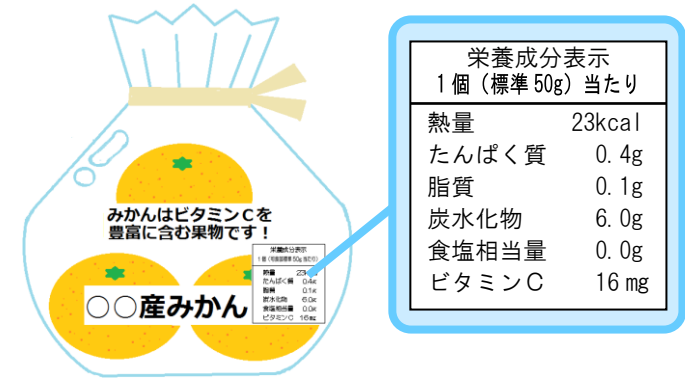
【例2】まいわし



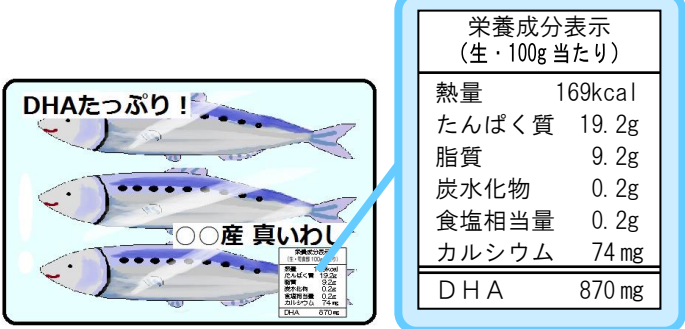
平成28年10月1日からの表示例

ルールに従った栄養成分表示が必要になります！

【新表示例1】みかん



【新表示例2】まいわし



食品の表示に関する詳しい資料はこちら（東京都 食品衛生の窓）

栄養成分表示に関するお問合せは、所管の保健所へ（裏面参照）

